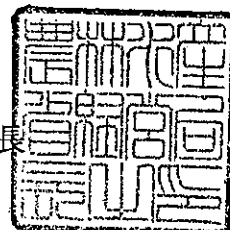




27経営第3322号  
平成28年3月30日

全国農業会議所会長 殿

農林水産省経営局長



「農業経営基盤強化促進法等に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて」の一部改正について

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行に伴い、「農業経営基盤強化促進法等に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて」（平成6年1月25日付け6構改B第1号農林水産省構造改善局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願います。

また、別紙については国税庁課税部と協議済みであることを申し添えます。  
なお、貴傘下団体に対して、貴職より周知をお願いします。

農業経営基盤強化促進法等に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて(平成6年1月25日付け6構改B第1号構改造善局長通知)一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業</p> <p>1 農地中間管理機構等に土地等を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例(所得の800万円特別控除)</p> <p>(1) 個人が、農地中間管理機構(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第5条第3項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)又は農地利用集積円滑化団体(法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。)(これを「農地中間管理機構等」といい、当該農地中間管理機構又は一般財団法人若しくは一般財団法人である農地利用集積円滑化団体にあつては、公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)又は公益財団法人(その設立当初において拠出された金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)であつて、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。以下同じ。)に対し、これらの法人の行う農地売買等事業(法第4条第3項第1号又は第7条第1号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。)のために、土地又は土地の上に存する権利(以下「土地等」という。)を譲渡した場合の譲渡所得について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)第34条の3第1項に規定する譲渡所得の特例控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のアからウまでの書類を添付しなければならない(措置法第34条の3第3項、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「措置法令」という。)第22条の9第1項第1号、租税特別措置法施行</p>	<p>第1 農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業</p> <p>1 農地中間管理機構等に土地等を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例(所得の800万円特別控除)</p> <p>(1) 個人が、農地中間管理機構(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第5条第3項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)又は農地利用集積円滑化団体(法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。)(これを「農地中間管理機構等」といい、当該農地中間管理機構又は一般財団法人若しくは一般財団法人である農地利用集積円滑化団体にあつては、公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)又は公益財団法人(その設立当初において拠出された金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)であつて、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。以下同じ。)に対し、これらの法人の行う農地売買等事業(法第4条第3項第1号又は第7条第1号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。)のために、土地又は土地の上に存する権利(以下「土地等」という。)を譲渡した場合の譲渡所得について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)第34条の3第1項に規定する譲渡所得の特例控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のアからウまでの書類を添付しなければならない(措置法第34条の3第3項、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「措置法令」という。)第22条の9第1項第1号、租税特別措置法施行</p>

規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「措置法規則」という。）第18条第4項第4号）。

ア・イ（略）

ウ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類  
(7) 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地（以下「農地」という。）若しくは採草放牧地（以下「採草放牧地」という。）又はこれらの土地の上に存する権利（以下第1の1において「農地等」という。）の譲渡をした場合 次のいずれかの書類

a 農業委員会の当該農地等に係る権利の移転につき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨を証する書類（農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第14条第1項に定める受理通知書又はその写しによるものとする。）

b 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画（以下「農用地利用集積計画」という。）の公告をした者（市町村）の当該農地等に係る権利の移転につき当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類（別紙様式第3号）

(1)（略）

(2) 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格法人」という。）が、農地中間管理機構等に対し、土地等を譲渡した場合の所得又は連結所得（措置法第2条第2項第22号に規定する連結所得をいう。以下同じ。）について、措置法第65条の5第1項又は第68条の76第1項に規定する所得又は連結所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等（措置法第2条第2項第27号の2に規定する連結確定申告書等）をいう。以下同じ。）に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに(1)のアからウまでに準じた書類を添付しなければならない（措置法第65条の5第2項又は第68条の76第2項、措置令第39条の6第2項、措置法規則第22条の6第4項第4号又は第22条の68）。

2 法第16条第2項の協議（以下「買入協議」という。）に基づき農地中間管理機構等に農用地を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例（所得の1,500万円特別控除）

規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「措置法規則」という。）第18条第4項第4号）。

ア・イ（略）

ウ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類  
(7) 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地（以下「農地」という。）若しくは採草放牧地（以下「採草放牧地」という。）又はこれらの土地の上に存する権利（以下第1の1及び第2の2の(3)において「農地等」という。）の譲渡をした場合 次のいずれかの書類

a 農業委員会の当該農地等に係る権利の移転につき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨を証する書類（農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第17条第1項に定める受理通知書又はその写しによるものとする。）

b 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画（以下「農用地利用集積計画」という。）の公告をした者（市町村）の当該農地等に係る権利の移転につき当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類（別紙様式第3号）

(1)（略）

(2) 農地法第2条第3項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）が、農地中間管理機構等に対し、土地等を譲渡した場合の所得又は連結所得（措置法第2条第2項第22号に規定する連結所得をいう。以下同じ。）について、措置法第65条の5第1項又は第68条の76第1項に規定する所得又は連結所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等（措置法第2条第2項第27号の2に規定する連結確定申告書等）をいう。以下同じ。）に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに(1)のアからウまでに準じた書類を添付しなければならない（措置法第65条の5第2項又は第68条の76第2項、措置令第39条の6第2項、措置法規則第22条の6第4項第4号又は第22条の68）。

2 法第16条第2項の協議（以下「買入協議」という。）に基づき農地中間管理機構等に農用地を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例（所得の1,500万円特別控除）

(1) 個人が、買入協議に基づき農地中間管理機構等に法第44条第1項第1号に掲げる農用地（以下「農用地」という。）を譲渡した場合の譲渡所得について、措置法第34条の2第1項に規定する譲渡所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のアからウまでの書類を添付しなければならない（措置法第34条の2第4項、措置法令第22条の8第29項、措置法規則第17条の2第1項第30号）  
ア～ウ （略）

(2) 法人が、買入協議に基づき農地中間管理機構等に農用地を譲渡した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の4第1項又は第68条の75第1項に規定する所得又は連結所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに(1)のアからウまでに準じた書類を添付しなければならない（措置法第65条の4第4項又は第68条の75第4項、措置法令第39条の5第30項、措置法規則第22条の5第1項第30号又は第22条の67）。

3 （略）

第2 利用権設定等促進事業

1 農用地利用集積計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例（所得の800万円特別控除）

(1) （略）

(2) 農地所有適格法人が、農用地利用集積計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の5第1項又は第68条の76第1項に規定する所得又は連結所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに(1)のア及びイに準じた書類を添付しなければならない（措置法第65条の5第2項又は第68条の76第2項、措置法規則第22条の6第4項第5号

(1) 個人が、買入協議に基づき農地中間管理機構等に法第44条第1項第1号に掲げる農用地（以下「農用地」という。）を譲渡した場合の譲渡所得について、措置法第34条の2第1項に規定する譲渡所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のアからウまでの書類を添付しなければならない（措置法第34条の2第4項、措置法令第22条の8第29項、措置法規則第17条の2第1項第29号）  
ア～ウ （略）

(2) 法人が、買入協議に基づき農地中間管理機構等に農用地を譲渡した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の4第1項又は第68条の75第1項に規定する所得又は連結所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに(1)のアからウまでに準じた書類を添付しなければならない（措置法第65条の4第4項又は第68条の75第4項、措置法令第39条の5第30項、措置法規則第22条の5第1項第29号又は第22条の67）。

3 （略）

第2 利用権設定等促進事業

1 農用地利用集積計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例（所得の800万円特別控除）

(1) （略）

(2) 農業生産法人が、農用地利用集積計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の5第1項又は第68条の76第1項に規定する所得又は連結所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに(1)のア及びイに準じた書類を添付しなければならない（措置法第65条の5第2項又は第68条の76第2項、措置法規則第22条の6第4項第5号又

又は第22条の68)。

2 特定の事業用資産の買換え及び交換をした場合の所得税及び法人税の課税の特例

(1) (略)

(2) 認定農業者である農地所有適格法人 (法第23条第3項の認定に係る同条第7項に規定する特定農用地利用規程 (以下「特定農用地利用規程」という。)に定める同条第4項の特定農業法人 (以下「特定農業法人」という。)を除く。)が、農用地区域内にある土地等を譲渡(措置法第63条第1項の規定の適用があるものを除く。)し、農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域内にある土地等 (その面積が譲渡資産である土地等に係る面積を超えるもの又は本特例の適用を受けようとする認定農業者が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するものに限る。)で取得の日から1年以内に事業の用に供したものを取得した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の7第1項 (同条第3項又は同法第65条の8において準用する場合を含む。)若しくは第68条の79において準用する場合を含む。)の買換え又は同法第65条の9若しくは第68条の80において準用する場合、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに(1)のイ、イ、ウ及びエの(7)に準じた書類を添付しなければならぬ (措置法第65条の7第5項又は第68条の78第5項、7号及び第8号又は第22条の69第4項第7号及び第8号)。

(3)・(4) (略)

3 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合等の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減  
(1) (略)

は第22条の68)。

2 特定の事業用資産の買換え及び交換をした場合の所得税及び法人税の課税の特例

(1) (略)

(2) 認定農業者である農業生産法人 (法第23条第3項の認定に係る同条第7項に規定する特定農用地利用規程 (以下「特定農用地利用規程」という。)に定める同条第4項の特定農業法人 (以下「特定農業法人」という。)を除く。以下第2の2の(2)において同じ。)が、農用地区域内にある土地等を譲渡 (措置法第63条第1項の規定の適用があるものを除く。)し、農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域内にある土地等 (その面積が譲渡資産である土地等に係る面積を超えるもの又は本特例の適用を受けようとする認定農業者が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するものに限る。)で取得の日から1年以内に事業の用に供したものを取得した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の7第1項 (同条第3項又は同法第65条の8において準用する場合を含む。)若しくは第68条の78第1項 (同条第3項又は同法第68条の79において準用する場合を含む。)の買換え又は同法第65条の9若しくは第68条の80において準用する場合の特例の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに(1)のイ、イ、ウ及びエの(7)に準じた書類を添付しなければならぬ (措置法第65条の7第5項又は第68条の78第5項、措置法規則第22条の7第4項第7号及び第8号又は第22条の69第4項第7号及び第8号)。

(3)・(4) (略)

3 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合等の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減  
(1) (略)

(2) 農林水産大臣が定める基準については、次の点について、留意するものとする。

ア 告示第四号ロ(二)について、市町村長は、農地所有適格法人の理事等のすべてについて、例えばその経歴や資格等を勸察し、当該農地所有適格法人を効率的かつ安定的な農業経営に移行させる意欲と、そのために必要となる農作業、マーケティング、経営管理又は企画管理等に適切に対応できる能力を有していることを、書面又は聴取り等により確認するものとする。

イ (略)

様式第1号～様式第12号 (略)

(2) 農林水産大臣が定める基準については、次の点について、留意するものとする。

ア 告示第四号ロ(二)について、市町村長は、農業生産法人の理事等のすべてについて、例えばその経歴や資格等を勸察し、当該農業生産法人を効率的かつ安定的な農業経営に移行させる意欲と、そのために必要となる農作業、マーケティング、経営管理又は企画管理等に適切に対応できる能力を有していることを、書面又は聴取り等により確認するものとする。

イ (略)

様式第1号～様式第12号 (略)

#### 附 則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。